

計画策定の趣旨

(1) 健康を取り巻く社会構造の変化

わが国では、生活水準の向上や医療技術の進歩などにより、平均寿命が著しく伸び、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、急速な高齢化とともに、がんや循環器病等の生活習慣病の増加やその重症化などが深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延ばすことが、喫緊の課題となっています。

(2) 健康づくりの推進に向けた国や府の動向

国においては、平成 12 年（2000 年）3 月に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、平成 15 年（2003 年）5 月には「健康増進法」が施行され、国民の健康づくり・疾病予防を推進する根拠法が整備されました。

平成 20 年度（2008 年度）からは、「医療制度改革」により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念が導入され、医療保険者による特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられました。平成 23 年（2011 年）3 月には、「健康日本 21」の最終評価が行われ、平成 24 年（2012 年）7 月に、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、これまでの基本的な方向性に加え、「健康格差の縮小」「重症化予防」「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」を新たに盛り込んだ「健康日本 21（第 2 次）」が公表されました。

また、全国の年間自殺者数が高い水準で推移していることを受け、平成 18 年（2006 年）10 月には、「自殺対策基本法」が施行、翌年 6 月に「自殺総合対策大綱」が指針として策定されました。その他、がん対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、平成 19 年（2007 年）4 月に施行された「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の策定、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進する「歯科口腔保健の推進に関する法律」の施行（平成 23 年（2011 年）8 月）など、健康づくりに関する計画策定や法整備が行われています。

大阪府においては、全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す具体的な目標や行動方針を示すため「健康おおさか 21」計画を平成 13 年（2001 年）に策定されました。また、平成 20（2008 年）8 月には、同計画の理念・運動目標・基本方針を継承しつつ、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善のための目標項目も新たに加え、「大阪府健康増進計画」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）には、平成 25 年度（2013 年度）からのさらなる健康増進に向けて「第 2 次大阪府健康増進計画」が策定されました。ま

た、歯と口腔に関する施策を総合的かつ計画的に展開していくため、平成 26 年（2014 年）3 月に「大阪府歯科口腔保健計画」が策定されました。

（3）食育の推進に向けた国・府の動向

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、「食」を大切にする意識の希薄化、栄養の偏りや不規則な食事、朝食の欠食、不規則な食生活による生活習慣病の増加、家族そろって食事をする機会の減少など、「食」を取り巻く状況も大きく変化しています。

国では、平成 17 年（2005 年）7 月に食育を国民運動として推進していくことを目的とした「食育基本法」が施行され、これに基づく平成 18 年度（2006 年度）から 5 年間の「食育推進基本計画」が策定されました。また、平成 23 年（2011 年）3 月には、「生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を重点課題とした「第 2 次食育推進基本計画」が策定され、新たに「周知から実践へ」をコンセプトとした食育活動を推進しています。

大阪府においても、平成 19 年 3 月に、5 年間の「大阪府食育推進計画」、平成 24 年 3 月には、「第 2 次大阪府食育推進計画」が策定され、府民運動として食育を推進しています。

（4）健康づくり・食育の推進に向けた吹田市の動向

本市では、平成 18 年（2006 年）3 月に「健康すいた 21」を策定し、その中で、取り組むべき課題としての「重点項目」を 8 分野にまとめ、「栄養・食生活の改善」「たばこ対策の推進」「運動・身体活動の習慣化」「休養・こころの健康づくり」「歯の健康づくり」「アルコール対策」「健康診査・事後指導の活用」「寝たきり・閉じこもり予防」の各分野について「目標」及びその目標を達成するための「条件」を設定し、また、計画の達成度を評価するための「評価指標」、事業などの方向性を示す「今後の取組」を設定しました。

平成 23 年（2011 年）3 月の中間見直し時には、医療制度改革など健康づくりに関する社会情勢等の変化を踏まえ、目標達成の成果指標を整理し可能なものは数値化するなど、「目標」の見直し等を図りました。

また、平成 23 年（2011 年）1 月には、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を施行しました。さらに、平成 26 年（2014 年）9 月には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「大阪府歯科口腔保健計画」の策定を受け、市及び歯科医療従事者等、市民が相互に連携協力し、一体となって歯と口腔の健康づくりを推進していくことを目的とした「吹田市歯と口腔（こうくう）の健康づくり推進条例」を施行しました。

さらに、平成 30 年度を目途とした国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の北大阪健康医療都市への移転を控え、循環器病予防を中心とした、健康・

医療のまちづくりを推進するために、平成 26 年（2014 年）5 月に、吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、生活習慣病予防や健康づくりの先進的なモデル地域を目指し、全国・世界へ発信し、また、周辺の地域も含め、広く地域医療の質の向上等に資する取組の推進を図っています。

食育の推進については、平成 22 年（2012 年）3 月に「食を中心としたところからだの健康づくり」を基本理念とした、5 年間の計画である「吹田市食育推進計画」を策定し、「妊娠・乳幼児期」「学齢期」「青年期」「成・中年期」「高年期」の 5 つのライフステージごとに現状や課題を分析し、それぞれのライフステージごとの目指す姿と目標を設定し、食育の取組みを進めています。

また、健康づくりと食に関する取組みは密接に関連しており、相互に影響することから、施策を総合的に推進するに当たり、平成 26 年度（2014 年度）に「吹田市食育推進計画」の期間を 1 年間延長し、「健康すいた 21」と計画終期を合わせ、次期両計画を一体的に策定することとしました。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

「健康すいた 21」は、「健康増進法」第 8 条に基づく市町村健康増進計画で、国の「健康日本 21（第 2 次）」や大阪府の「第 2 次大阪府健康増進計画」などに対応した計画となっています。また、「吹田市食育推進計画」は、「食育基本法」第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられる計画で、国の「食育推進基本計画」、大阪府の「大阪府食育推進計画」に対応した計画となっています。

両計画は、相互に関連した計画となっており、いずれも「吹田市第 3 次総合計画」（平成 18 年（2006 年）～平成 32 年（2020 年））を上位計画とし、それぞれ本市の健康づくりや食育に関する施策・事業を進めるための計画として位置づけています。また、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」、「吹田市歯と口腔（こうくう）の健康づくり推進条例」及び「吹田市「健康・医療のまちづくり基本方針」を踏まえながら、福祉分野の関連計画である「吹田市地域福祉計画」「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合性を図り、策定しています。

※他計画との関係図挿入予定

(2) 計画の期間

本計画は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間を計画期間とします。また、それ以外にも社会状況の変化や法制度・計画などの改定に伴い、必要に応じて適宜改正を行うものとします。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
国		健康日本21（第2次）								
		食育推進基本計画（第2次）		中間評価						
府		大阪府健康増進計画（第2次）								
		大阪府食育推進計画（第2次）								
吹田市	健康すいた21	第1次計画		第2次計画 （平成28年度～平成32年度）						
	吹田市食育推進計画	第1次計画 期間延長		第2次計画 （平成28年度～平成32年度）						

3 計画の策定体制

(1) 計画策定機関

学識経験者、各関係団体の代表者、関係行政機関の職員、公募市民を委員とする「吹田市健康づくり推進懇談会」において意見聴取しながら、庁内各関係部署の部長級職員で構成する「吹田市健康づくり推進庁内検討会議」及び庁内関係部署の室長級職員で構成する「吹田市健康づくり推進庁内検討会議作業部会」において審議しました。

(2) 市民意識アンケート調査の反映

本計画の策定に当り、平成 26 年度（2014 年度）に、市民の健康や生活習慣の実態等を把握することを目的として、18 歳以上の市民及び 2 歳から中学生までの保護者を対象とした「健康に関する市民意識アンケート調査」を実施し、これらの調査結果を計画策定に反映させました。

(3) 市民意見の聴取

※年度末にパブリックコメント実施予定

※策定体制の図挿入予定